

英語法助動詞の意味論 (2)

中 野 弘 三

1.1.3.3. 動的法性

すでに述べたように、法性の基本的な概念が possibility (可能性, 可能) と necessity (必然性, 必要) であるとする、認識的法性 (epistemic modality) は命題が真である可能性 / 必然性についての話者の判断を表わすものであり、また、義務的法性 (deontic modality) は、義務の源 (deontic source) が命題 (の表わす事柄) の実現を可能 / 必要にすること、すなわち許可 / 義務、を表わすといえることができる。他方、英語のような自然言語においては、可能 (性) や必然性 (必要) の概念を表わす法表現は、話者の判断や義務の源とは直接関係のない可能性や必要性を表わすことができる。たとえば、(準) 法助動詞の can, may, have to, 形容詞 possible, necessary などの法表現は、認識的法性や義務的法性を表わすことができると同時に、単純にある事柄の発生が可能 / 必要であることや、文の主語にとって可能 / 必要であることを表わすことができる。

- (1.52) a. We *can* meet again tomorrow. = It is *possible* for us to meet again tomorrow.
 b. It *has to* be done quickly. = It is *necessary* to do it quickly.
- (1.53) a. John *can* speak Japanese. = To speak Japanese is *possible* to John.
 b. If you *must* smoke (= can't help smoking), use an ash-tray. — Leech (1971)

(1.52) の表法現は各文の命題が表わす事柄 (we-meet-again-tomorrow / we-do-it-quickly) の発生がなんらかの事情によって可能 / 必要であること、また (1.53) の法表現は、文の主語にとって命題の表わす事柄 (John-speak-Japanese / you-smoke) を実行することが可能 / 必要 (不可欠) であること、すなわち、文の主語の能力 / 性癖 (好み)¹⁾ を表わす。法表現の表わす、このような、認識的法性や義務的法性とは異なる可能 (性) / 必要 (性) を Palmer (1979) は von Wright (1951) の用語を借りて 'dynamic modality' (動的法性) と呼ぶ。

Palmer はこの動的法性を、さらに、'neutral dynamic modality' (中立的動的法性) と 'subject-oriented dynamic modality' (主語指向的動的法性) の二種に下位区分する。前者は、

1) (1.53. b) の must は dispositional 'must' (性格の must) と呼ばれることがある。

(1.52) の例が示すような、ある事柄の発生がなんらかの事情によって可能 / 必要であることを指し、後者は、(1.53) の例が示すような、(法助動詞を用いた場合の) 文の主語にとってある事柄を実行することが可能 / 必要 (不可欠) であること、すなわち主語の能力 / 性癖をいう。

上で動的法性は認識的法性や義務的法性とは異なる可能 (性) / 必要 (性) をいうと述べたが、話者の判断を表わす認識的法性や、「許可」、「要請」という発話行為にかかわる遂行的義務的法性と動的法性には明らかな相違がある。しかし、非遂行的義務的法性と動的法性、特に中立的動的的法性との間の相違は微妙である。たとえば、(1.52.a) の *We can meet again tomorrow.* は 'We are permitted (by some authority) to meet again tomorrow.' とも解釈することができ、すなわち、*can* は非遂行的義務的法性を表わすとも解釈することができる。では中立的動的的法性と非遂行的義務的法性を区別するものは何であろうか。(1.4) に示したように、*can*, *may*, *must*, *have to* などの義務的法性を表わし得る法表現の意味は次のように分析できる。

(1.54) a. X makes it *necessary* for Y to do A.

b. X makes it *possible* for Y to do A.

'for Y to do A' が文の命題の内容「行為者一行為」を表わすものとする、義務的法性はこの意味構造 (分析) の X が義務の源 (道徳, 規律, 規則, またはそれらを実施する権限を有するなんらかの権威) である場合に生じる。上記の (1.52.a) が持ち得る非遂行的義務的法性の解釈は、*can* の意味構造 (1.54.b) の X に話者以外のなんらかの権威, *for Y to do A* の部分に命題の内容を当てはめた場合に得られる。これに対し、同じ意味構造に同じ命題内容を当てはめた場合でも、X が義務の源でなく、なんらかの事情であった場合、すなわち、

(1.55) Some circumstances make it possible for us to meet again tomorrow.

という意味構造となった場合、(1.52.a) は中立的動的可能性の意味を持つことになる。このように、可能性を表わす法表現が非遂行的義務的法性と中立的動的的法性のいずれと解釈されるかはその意味構造の変項 X の値の如何 (すなわち、義務の源かなんらかの事情か) によるといえる。そして、また、非遂行的義務表現としての *can* が表わす意味は「許可」であり、中立的動的表現である *can* の意味は「可能 (性)」であるともいえる。一方、必要を表わす *have to* についても同様のことがいえる。(1.52.b) の *It has to be done quickly.* も、「(なんらかの権威の要請で) それはすみやかになされなければならない」という非遂行的義務的解釈と、「(なんらかの事情で) それはすみやかになされる必要がある」という中立的動的解釈のいずれの解釈も可能で、どちらの解釈になるかは *have to* の意味構造の変項 X の値の如何による。また、非遂行的義務表現としての *have to* は「義務」を表わし、中立的動的表現としての *have to* は「必要 (性)」を表わすといえる。

主語指向的動的法性とは、上述のように、主語の能力 / 性癖（好み）をいうものであるので、許可 / 義務を表わす非遂行的義務的法性との相違は、後者と中立的動的法性との相違よりも明白である。その理由は次のように考えられる。主語指向的動的法性を表わす法表現 *can*, *must* なども、義務（的法）表現と同様、(1.54) に示した意味構造を持つものと考えることができる。義務表現の場合はその構造に含まれる変項 X（の値）が義務の源であるのに対し、主語指向的（動的法）表現の場合には、その X が主語に内在するもの（主語の持つ知識、才能、技術、力、欲求、嗜好など）であると考えられる。たとえば、*can* を含む (1.53. a) の意味は、X の値を John の日本語の知識とすれば、(1.54. b) の構造を用いて次のように表わすことができる。

(1.56) John's knowledge of Japanese makes it possible for him to speak it.

他方、主語指向的 *must* を含む (1.53. b) の場合は、X の値は主語の欲求と考えられ、この文の意味は (1.54. a) を用いて

(1.57) If your desire makes it necessary for you to smoke, use an ash-try.

とパラフレーズできる。このように、中立的動的法性と非遂行的義務的法性の場合には、(1.54) の構造における X の値が、なんらかの事情、義務の源という、ともに主語にとっての外的な要因であるのに対し、主語指向的動的法性の場合、それが主語の内的要因であるために、前二者間の相違とくらべて、非遂行的義務的法性と主語指向的動的法性との相違のほうがより大きく感じられるものと思われる。

ところで、前々節、前節で述べた、主観的認識表現と客観的認識表現、および遂行的義務表現と非遂行的義務表現を区別する基準となる、1) 疑問文中に用い得るか否か、2) 当の法表現自体の意味が否定され得るか否か、3) 条件、時の副詞節中に用い得るか否か、4) 過去における（当法表現に関連した）法性を表わし得るか否か、という四点に関して、動的法表現は肯定的、否定的いずれの性格を持つであろうか。話者指向的でない動的法表現は四点のいずれに関しても肯定的性格を持つことが予想されるが、事実、中立的、主語指向的の別を問わず、動的法表現は、*must* を除いて、1)~4) のいずれの点に関しても以下に示すように肯定的性格を持つ。

(1.58) 1) 疑問文中に：

- a. *Can* we meet again tomorrow?
- b. Does it *have to* be done quickly?
- c. Is it *possible / necessary* for us to read it?

2) 法表現の否定：

- a. John *cannot* speak English.

- b. You don't *have to* come again.
- c. It isn't *possible / necessary* for us to come back.
- 3) 条件, 時の副詞節中に :
- a. Please speak Japanese if you *can*.
- b. If you *have to* do it, do it quickly.
- c. If it is *possible / necessary* for me to buy a car, I want to do so at once.
- 4) 過去における法性 :
- a. John *could* speak Japanese.
- b. I *had to* do it.
- c. It *was possible / necessary* for us to meet again.

動的 *must* は, (1.53. b) および次に示すように, 1) と 3) の二点に関しては肯定的性格を持つ。

(1.59) *Must* you make that dreadful noise? — Leech (1971)

しかし, 動的 *must* 自体の意味が否定されることはなく, また, それは過去の動的法性を表わすこともない。このように, *must* を例外として, 動的法表現は, これら四点に関して否定的性格を持つ主観的認識表現と遂行的義務表現を主観(話者指向)系, これら四点に関して肯定的性格を持つ客観的認識表現と非遂行的義務表現を客観(非話者指向)系と呼ぶとすると, 後者の客観(非話者指向)系に属するということになる。

1.1.3.4. 言語的法性

これまで述べてきた認識的法性, 義務的法性, 動的法性いずれの場合も, 法性の基本的概念は「可能性」と「必然(要)性」という論理学に基づく二つの概念であった。しかし, 英語のような自然言語の法表現が表わす意味, すなわち法性, を対象とした法性理論を考える場合, これら二つの論理学的概念のみで自然言語の法性のすべてを扱えるものではない。たとえば, 次の例における英語の法助動詞 *will* の意味は「可能性」, 「必然(要)性」という概念と直接結びつかない。

(1.60) a. John *will* be there by now. [probability]

- 2) 動的 *must* は主語指向的で「どうしても…せずにはおれない」(*cannot help ~ ing*) という主語の性格を表わすもので, もしこれに否定辞がついて逆の意味になったとすると, それは「…しないでおれる」性格ということになる。しかし, 動的 *must* に否定辞が付いてもこの意味にはならない。ということは, 動的 *must* 自体の意味が否定されることはないということである。「…しないでおれる」という意味を表わす法助動詞は *can* であると思われる。*cannot help ~ ing (= must)* に対立する概念が *can* であることについては § 1.1.3.4.2. に掲げた (1.74) の表, およびその解説を参照。

- b. You *will* do as you're told. [command]
 c. Ask him if he *will* have some cake. [volition]

とはいえ、*will* が表わす「蓋然性」(probability) は命題の真偽に関する話者の判断を表わすという点において認識的法性的一种とみなすべきものであり、また「命令」(command) は命題の表わす事柄を実現する義務を負わせるという意味で義務的法性的一种であり、さらに、「意志」は、(1.53) の *can* や *must* と同様、主語に内在する欲求から生れる主語の意志であるところから、主語指向的動的的法性的一种とみなすことができる。*can*, *may*, *must* などと同じ法助動詞に属する *will* の意味が、*can*, *may*, *must* などの意味とまったく平行的に上述の三種類の法性に分類できるとすれば、*will* の意味を排除するより、それを考察の対象に取り込む考え方のほうが、自然言語の法性を扱う上でより適切な考え方であると思われる。「可能性」、「必然(要)性」という論理的法概念と、「蓋然性」、「意志」といった言語的法概念を統合した法性理論を打ち立てようとする場合、二つの方法が考えられる。一つは(様相)論理学から独立した言語的法体系を設定して、その中に「可能性」、「必然(要)性」といった論理的法概念を取り込むという考え方である。もう一つは、論理的法概念を基本にした体系を基礎としながらも、それを拡大して言語的法概念を取り込むという考え方である。前者の考え方はすでに Jespersen の「概念的法」 (§1.1.1 参照) の発想に見られ、後者の考え方は、認識的法性、義務的法性に加えて動的的法性というものを認める上述の Palmer (1979) の法性理論にその例が見られるが、以下では、これら二つの考え方の重要な例とみなすことのできる最近の法性研究 Hermerén (1978) および Hofmann (1979, 1982) の概要を述べよう。

1.1.3.4.1. 法性の三階層

Hermerén (1978) は、英語のような自然言語の法性を次の三種類に区別する。

- 1) 内的法性 (internal modalities)
- 2) 外的法性 (external modalities)
- 3) 中立的法性 (neutral modalities)

内的法性とは、次の例の法助動詞 *will* や *can* が表わす意志 (volition) および能力 (ability) をいう。

- (1.61) a. John *won't* eat his supper. (= John is determined not to eat his supper.)
 b. John *can* work hard. (= John is able to work hard.)

これらを内的法性と呼ぶのは、節が能動態である場合に、主語は、主動詞によって表わされる行

為(または状態)に関してだけでなく、法性(すなわち、意志/能力)に関しても行為者であり、このことは、これらの法性が表層の主語に内在するものである(すなわち、意志/能力を持っているのは John である)ことを意味しているからである。外的法性とは、次の *must* や *may* が表わす義務(necessity)および許可(permission)をいう。

- (1.62) a. John *must* sleep in the car. (= John is obliged to sleep in the car.)
 b. John *may* go home. (= John is permitted to go home.)

義務/許可の *must* / *may* を含む能動文では、主語は主動詞によって表わされる行為(または状態)に関しては行為者であるが、法性(義務/許可)に関しては目標(つまり義務/許可を与えられるもの)であり、主語に義務/許可を与えるものは主語以外のなにものかであるため、義務/許可は外的法性と呼ばれる³⁾。中立的法性とは一般にいう認識的法性のことであり、「中立的」という名称は、認識的法助動詞を含む文においては、表層の主語と法助動詞の間関係が上に述べた意味で内的でも外的でもないということに由来する。

これら三種の法性は、それぞれ、既述のように複数個の法的意味の総称であるが、一つの法性に属する複数個の法的意味はある種の意味に関して階層(scale)をなす。たとえば、中立的(=認識的)法助動詞が表わす意味の間に、文が表わす事柄の真実性についての話者の確信(certainty)の度合いに関して、次のような階層が存在することを Close (1975, p. 273) は指摘する(Uncertain → Certain は、話者の確信の度合いに関して、下に位置する法助動詞ほど表わす確信の度合いが高いことを示す)。

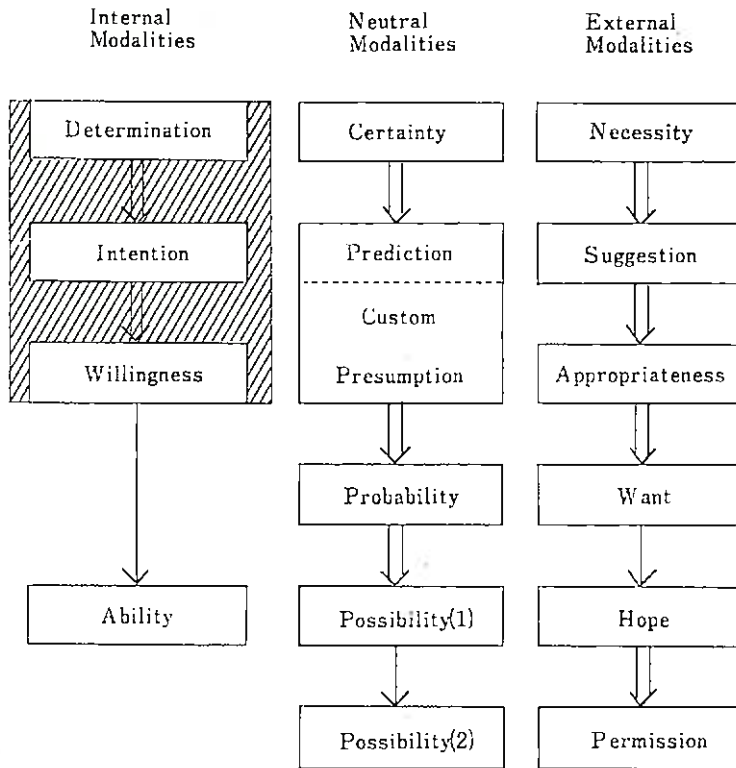
(1.63)

Uncertain	might	e. g. That might be George
	may	
	could	
	can	
	should	
	ought to	
	would	
	will	
↓	must	↓
Certain	must	That must be George

3) Hermerén の内的法性と外的法性の区別、およびそれらの定義は Halliday (1970) に従うものである。Halliday は内的、外的という用語のかわりに能動的(active)、受動的(passive)という用語を用いている。

Hermerén (1978) は Close のこの考察を拡大, 発展させて, 内的法性や外的法性に属する法的意味の間にも, それぞれなんらかの尺度に基づく階層 (順序付け) が認められることを主張する。Hermerén が区別する三種の法性, およびそれに含まれる各種の法的意味 (Hermerén はこの個々の法的意味自体も法性 (modality) と呼ぶ), および個々の法的意味 (法性) 間の階層関係は次のように示される。

(1. 64)



これら三種の階層において, 複線矢印で結ばれた法性間の関係は, 矢印の上のものが下のものを含意 (imply) するというものである。たとえば, He is determined to stay till Friday (Determination) は He intends to stay till Friday (Intention) を含意する。このことは He is determined to stay till Friday, but he does not intend to do so は矛盾文であることからわかる。同様に He intends to stay till Friday, but he is not willing to do so は矛盾文であるので法性 Intention は法性 Willingness を含意するといえる。他方, I am determined / intend / am willing to make an omelette は I am able to make an omelette (Ability) を必ずしも含意しない。しかし, Ability を表わす法表現は, Determination / Intention / Willingness を表わす法表現同様, 文の主語に内在するものを述べる法性であるという

点、および I am willing / intend / am determined to do ... といつて自らの意志を述べる人には通例 ... を行なう能力が備わっているものと受け取られる点、などに基づいて、完全な含意関係はないものの、Determination / Intention / Willingness と Ability は同一の階層を構成するものと Hermerén はみなす。そして、両者の間にみられるような、含意関係よりやや弱い関係を表わすため、Hermerén は単線矢印を用いる。なお、(1.64)で Determination, Intention, Willingness が斜線の四角で囲んであるのは、これら三法性は Volition の下位分類とみなすことができ、一つの法性に包摂できることを意味する。

Hermerén のいう内的法性は、論理的法概念には含まれない、言語的法性であるが、中立的法性と Hermerén が呼ぶものも、(1.64)に示したように、様相論理学で扱われる認識的法性(可能性/必然性)以外の法性(法概念)を含む。Certainty と Possibility⁴⁾は、それぞれ、認識的必然性と可能性に相当するが、Prediction と Probability はこれら論理的法性から離れた、言語的法性である。Prediction はさらに Custom と Presumption という法性に下位区分されるが、Custom は次例の will が表わすような、習慣や反復的出来事(から生じる予測可能性⁵⁾を指す。

- (1.65) a. He *will* often sit there reading books. (= It is customary for him to sit ...)
- b. It will forever be a baseball mystery how a team *will* suddenly start hitting after a distressing slump. (= ... how it is customary for a team to suddenly start hitting after a distressing slump.) — Hermerén (1978)

Presumption は、次例に見られるような、will が表わす話者の推(予)測を指す。

- (1.66) a. Oil *will* float on water. (= Oil is presumed to float on water.)
- b. My father *will* be eating now. (= I presume my father is eating now.)

Probability も言語において認められる法性であって、Hermerén は次の should が表わす意味がこの法性にあたるといふ。

4) (1.64)の表で Possibility は(1)と(2)に分けられているが、その区別は次のようである。Possibility (1)は、'Sonia may have cut the lawn' / 'It is possible that Sonia has cut the lawn' に示されるように、ある出来事が起こりそうだ、または起こったようだ(ある状態が存在する、または存在したようだ)という話者の見解を表わす。他方、Possibility(2)は 'He can sit for hours doing nothing' / 'It is possible for him to sit for hours doing nothing' に示されるように、ある出来事が起こる(ある状態が存在する)可能性があることをいう。

5) Leech (1971) のように、ここでいう Custom と Presumption を合わせたものを 'Predictability' (予測可能性)と呼ぶ人もいふ。

- (1.67) After all this destruction of old literature, it *should* be obvious why we have so little information about the early history and development of the Lo Shu (= After all this destruction of old literature, it is probably obvious why) — Hermerén (1978)

外的法性の場合も、論理学でいう義務的法性に対応するものと見ることはできるものの、Hermerén の設定する外的法性は、論理学の義務的法性の場合と異なって、法性を義務と許可という二つの概念で捉えるのではなくて、(1.64)に見るように、義務と許可を二極として、二極の間に存在し、含意関係で結ばれた様々な言語的法概念(法性)を階層として捉えているものである。なんらかの外的な権威(すなわち、義務の源)が義務の対象(義務/許可を与えられる者(法助動詞を含む文では文の主語がこれにあたる)をこう呼ぶことにしよう)にある行為の実行を迫る最も強いかたちは、その実行を義務として課することである。Hermerén はこのような義務の概念を Necessity と呼ぶ。Necessity とその対極にある Permission (許可とはある行為の実行をまったく義務づけられないこと、すなわち、実行しないでもよいという自由を与えることである)との間に、行為の実行を提案(Suggestion)、忠告(Appropriateness)、願望(Want)、希望(Hope)するというふうに、義務の源が義務の対象に行為の実行を迫る力が段階的に弱くなるような法性の階層を認めるのが Hermerén の外的法性の考え方である。ちなみに Hermerén が掲げる外的法性を表わす法助動詞の例は次の通りである。

(1.68) Necessity

- a. John *must* go to bed at 8 o'clock. (= It is necessary for John to go to bed at 8 o'clock.)
 b. You *will* do exactly as I say. (= It is necessary for you to do exactly as I say.)

(1.69) Suggestion

- a. We *can* see about that tomorrow. (= I suggest that we should see about that tomorrow.)
 b. *Will* you please wait in here? (= I suggest that you should wait in here.)

(1.70) Appropriateness

The paster calls in the home of each individual or family for a spiritual guidance conference Each conference *should* be concluded naturally with prayer. (= ... It is appropriate that each conference should be concluded naturally with prayer.)

(1.71) Want

- a. *Shall* I go on? (= Do you want me to go on?)
- b. *Shall* Gwen do your shopping for you? (= Do you want Gwen to do your shopping for you?)

(1.72) Hope

May God grant you happiness. (= I hope that God will grant you happiness.)

(1.73) Permission

- a. He *may* leave tomorrow. (= He is permitted to leave tomorrow.)
- b. *Can* I leave now? (= Will you permit me to leave now?)

Hermerén は英語の法助動詞が表わす法性の種類の決定をすべて法助動詞のパラフレーズによって行なっているが、この点には問題がある。たとえば、*May* I have the sugar? の *may* の表わす法性は、この文が I suggest that you should give me the sugar とパラフレーズできるところから Suggestion であると主張するが、この文は I request you to give me the sugar とパラフレーズできるので、*may* の法性は Request であるということもできなくはない。パラフレーズに依存するかぎり、Request という法性を認めてもよいはずであるのに、なぜこれを外的法性に含めないのか明確な説明はないし、また Hermerén の分析法ではそれができそうもない。とはいえ、Hermerén の分析は言語的法性の分析としてはかなり体系立ったものであり、また、種々の法性の間に階層的関係を認める着眼は評価すべきものである。

1.1.3.4.2. 論理的法性と言語的法性

Hofmann (1979, 1982) の研究は様相論理学の考え方を取り入れながらも、論理的法性と言語的法性を独特の方法で組み合わせた言語学的法性研究である。その特色は、自然言語の法表現の意味は、数種の論理的法概念と言語的法概念の組み合わせによって定義できるとする点にある。Hofmann はいくつかの言語の法表現の意味が類似の論理的、言語的法概念を用いて分析できることを論じた上で、英語の法表現の意味分析の結果を次の (1.74) に示した表にまとめている (表の各々のマスの法助動詞の下に与えられた法表現は、その法助動詞と同義のもの。また、*N* は法助動詞を用いた場合の文の主語となる名詞句を表わす)。⁶⁾

論理的法性 (logical modality) を横軸に、言語的法性 (linguistic modality) を縦軸に取ったこの表で、横軸に現われる POSSIBLE, IMPOSSIBLE, NECESSARY は論理的法概念であり、ALETHIC (certainty) 以下 ABILITY までが言語的法概念である。言語的法概念は上から対をなす二つずつが認識的 (epistemic), 義務的 (deontic), 能力的 (capacity) というグループを

6) この表は Hofmann (1982, p. 88) より。

(1.74)

		<u>LOGICAL MODALITY</u>		
		POSSIBLE ◇	IMPOSSIBLE ⊗	NECESSARY □
LINGUISTIC MODALITY	Epistemic	ALETHIC (certainty)		
		<i>N</i> <u>may, could</u> <i>it is possible that</i>	<i>N</i> <u>can't, couldn't, must not</u> <i>it is impossible that</i>	<i>N</i> <u>must, have-to</u> <i>it is necessary that</i> <i>it is certain that</i> <i>N is sure to</i> <i>N is certain to</i>
	PROBABILITY (likelihood)			
	<i>N</i> <u>might</u> <i>it is possible that</i>	<i>N</i> <u>shouldn't</u> <i>it is improbable that</i> <i>it is unlikely that</i>	<i>N</i> <u>should</u> <i>it is probable that</i> <i>it is likely that</i> <i>N is likely to</i>	
	Deontic	AUTHORITY (requirement) ↔ PERMISSION		
<i>N</i> <u>may, can</u> <i>it is permissible for N</i> <i>N is permitted to</i>		<i>N</i> <u>may not, mustn't</u> <i>it is forbidden for N</i> <i>N is forbidden to</i>	<i>N</i> <u>have-to, must</u> <i>it is obligatory that</i> <i>it is obligatory for N</i> <i>N is required to</i>	
OBLIGATION (duty) ↔ FREEDOM				
<i>N</i> <u>can</u> <i>it is possible for N</i> <i>N is allowed to</i>	<i>N</i> <u>shouldn't, oughtn't</u> <i>N is not-supposed-to</i> ⁷⁾	<i>N</i> <u>should, ought-to</u> <i>it is obligatory for N to</i> <i>it is necessary for N to</i> <i>N is supposed-to</i> <i>N is obliged-to</i>		
Capacity	DISPOSITION (capability)			
	<i>N</i> <u>can</u> <i>N is capable of / ing</i>	<i>N</i> <u>dare not</u> <i>N is incapable of / ing</i>	<i>N</i> <u>can't-help / ing</u> <i>N is compelled to</i>	
ABILITY				
<i>N</i> <u>can</u> <i>N is able to</i>	<i>N</i> <u>can't</u> <i>N is unable to</i>	<i>N</i> <u>have-to</u>		

なす。この表の読み方は、たとえば最上位の左端のマスの中の *may, could, it is possible that* は POSSIBLE と ALETHIC という二つの概念でその意味を表わし得る認識的法表現ということである。他の法表現の場合も同様で、それが現われるマスに対応する論理的および言語的法概念によって定義される意味を持つとされる。Hofmann は論理的法概念はどの言語的法表現の意味にも含まれる普遍的なものであるのに対し、言語的法概念は言語によって異なると主張する。しかし、どの言語の場合でも、法表現の意味体系は、これら普遍的な概念とそれぞれの言語的法概

7) supposed-to の u と d に斜線が施してあるのはこれらの文字が表わす音が脱落して [spōstə] のように発音されることを表わす。

念によって、英語の場合と同様の分析が可能であるという。

Hofmann は、論理的法性に、様相論理学の基本的概念である POSSIBLE と NECESSARY に加えて IMPOSSIBLE という概念を含め、そしてこれを三者のうちの基本的要素と考える。そう考える理由は、これら三者のうちどの二つも他の一つによって定義できるが、次に示すように、IMPOSSIBLE を基本として他の二者を定義した場合が最も単純な、そして対称的な定義が得られるからということである (\diamond , \square , \otimes , \sim は、それぞれ、POSSIBLE, NECESSARY, IMPOSSIBLE, 否定を表わす論理記号)。

(1.75) a. \otimes を基本とした場合：

$\square = \otimes \sim$ 'it is impossible that not p '

$\diamond = \sim \otimes$ 'it is not impossible that p '

b. \diamond を基本とした場合：

$\otimes = \sim \diamond$ 'it is not possible that p '

$\square = \sim \diamond \sim$ 'it is not possible that not p '

c. \square を基本とした場合：

$\diamond = \sim \square \sim$ 'it is not necessary that not p '

$\otimes = \square \sim$ 'it is necessary that not p '

また、IMPOSSIBLE を論理的法性に含める理由は、この概念を表わす(分解不可能な)語根形態素が存在する言語がいくつかあること(たとえば、エスキモー語の *ajugtug*)、また、日本語の法表現にはこの概念を表わす「いけない」、「ならない」という表現があるが、これに対応する肯定表現(POSSIBLE 表現)は存在しないこと、さらに「いけない」、「ならない」に否定命題「…しなくては」が結びつくと、(1.75.a)の $\square = \otimes \sim$ という定義から NECESSARY 表現が生じることが予想されるが、そのとおりに「…しなくてはいけない/ならない」は実際に NECESSARY 表現として用いられていること、などの事実によるという。

言語的法性に含まれる ALETHIC と PROBABILITY は認識的法性であるというが、この両者の区別は、既述の主観的認識的法性と客観的認識的法性の区別ではなくて、命題が表わす事柄が真である(不)可能性/必然性についての話者の確信の度合いの差をいい、ALETHIC は完全な確信を表わし、PROBABILITY のほうはそれより確信の度合いが低い場合を指すという。両者のこの区別は、次のような例で端的に示し得る。

(1.76) a. He *may* be singing; that much is sure. [ALETHIC]

b. He *might* be singing, but I'm not sure. [PROBABILITY]

義務的法性であるという AUTHORITY (PERMISSION) と OBLIGATION (FREEDOM) の区別も、既述の遂行性にかかわる遂行的対非遂行的義務的法性の区別とは異なっており、Hofmann のこの区別は義務の源に由来するものである。AUTHORITY (PERMISSION) の場合は、義務の源が単一のもの、すなわち、話者、先生、警官、政府、ゲームの規則といったものであるのに対し、OBLIGATION (FREEDOM) の義務の源は単一のものではなく、社会的しきたり、不文律、法律といったものである。したがって、後者の場合、もし義務の源が課す義務を果たさなかった時には不道德的または反社会的行為を犯したということで、社会から非難を受けたり、村八分にされたりするのに対し、前者の場合、もし義務を果たさなければ、命令違反のかどで罰せられることになる。このように、AUTHORITY (PERMISSION) と OBLIGATION (FREEDOM) の違いは、義務の源が義務の対象に及ぼす力の違いとしても捉えることができ、前者のほうが義務の対象に対する拘束力が強いということになる。

Hofmann が能力的法性 (capacity modality) と呼ぶものは次のように定義される。

“Capacity modality, disposition (capability) & ability, deals with the possibility of an action based on the inherent properties of the individual, the referent of the subject of the sentence, independent of other people.” (Hofmann 1982, p. 104)

この定義からすると、能力的法性というのは既述の主語指向的動的法性に相当すると見ることができ、Hofmann がはたして次例中の can のような中立的動的法性を表わす can を能力的法性の例とみなさないのかどうかは、十分な説明がないため不明である。

(1.77) [= (1.52. a)] We *can* meet again tomorrow.

能力的法性の DISPOSITION と ABILITY の区別は、前者が精神的、心理的能力にかかわるものであるのに対し、後者は肉体的、知的能力を含めたその他すべての能力にかかわるものである点である。たとえば、DISPOSITION を表わす次例の a は心理的制約を表わすのに対し、b はその他の制約（たとえばフランスに行けないという物理的制約）を表わす。

(1.78) a. He *dare not* speak French in France. [DISPOSITION]
b. He *cannot* speak French in France. [ABILITY]

これまで述べてきたように、Hofmann は言語的法性である認識的、義務的、能力的法性をさらに二つずつに下位区分するが、この下位区分は、すでに見てきた主観的対客観的認識的法性、遂行的対非遂行的義務的法性の下位区分と異なって、話者指向性 (speaker-orientation) という

ものが基準となっているものではない。Hofmann の下位区分の基準は法性の強/弱 (strong / weak) という概念である。強/弱というのは例外を許すか否かということで、強法性は例外を容易に許さないもの、弱法性は例外を許す(予想させる)ものであるという。認識的法性、義務的法性、能力的法性の二区分のうち、ALETHIC, AUTHORITY (PERMISSION), ABILITY は強法性であり、PROBABILITY, OBLIGATION (FREEDOM), DISPOSITION は弱法性であるとされる。たとえば、

- (1.79) a. John *may* be sick. (ALETHIC)
 b. John *might* be sick, (PROBABILITY)

のうち、aの強法性の文は、John が病気である可能性が皆無である場合には偽となる。これに対し、bの弱法性の文は John が病気でない可能性も予測させ、また病気でないとしても偽とはならない。同様に、強法性を含む (1.78. b) の文は、もし彼がフランスでフランス語を話すことができるという事実が存在すると偽であることになるが、弱法性の (1.78. a) の文は、彼がフランスでフランス語を話すことができ、また事実話すことがあったとしても、例外的にそうする必要があったということで、文全体の意が偽となることはない。義務的法性の場合も、強法性の AUTHORITY (PERMISSION) は例外(すなわち、命令違反)を許さない(そして違反すると罰されることになる)のに対し、弱法性の OBLIGATION (FREEDOM) は例外を許す、すなわち、義務不履行を罰するほどの拘束力を持たない。このように、言語的法性に強/弱の区別を認めるとすると、(1.74) の表に含まれる英語の法表現は、いずれも、次の八つの法概念によって定義できることになる。

- (1.80) POSSIBLE: IMPOSSIBLE: NECESSARY (論理的法性)
 EPISTEMIC: DEONTIC: CAPACITY } (言語的法性)
 STRONG: WEAK

(1.74) の表には will, shall を含む法表現はまったく含まれていないが、これらも、言語的法性を拡大することによって、(1.74) の表に付け加えることができると Hofmann はいう。以下の表は Hofmann が (1.74) に追加し得るものとして提示しているものである。⁸⁾

8) この表はこれで完結しているのではなく、このほかにも、WARNING, PREFERENCE などの法性を追加し得ることが示唆されている。

(1.81)

		<u>LOGICAL MODALITY</u>		
		IMPOSSIBLE ⊗		NECESSARY □
LINGUISTIC MODALITY	POSSIBLE ◇			
	GENERIC (characteristic)			
	<i>N can</i>	<i>N won't</i>		<i>N (wi)ll</i>
	INSISTENCE (volition)			
	<i>N is willing to</i>	<i>N won't</i>	<i>N will</i>	
		<i>N is unwilling to</i>	<i>N is insistent on / ing</i>	
	<i>N refuses to</i>	<i>N insists on / ing</i>		
PREDICTION (future)				
	<i>N won't</i>		<i>N (wi)ll</i>	
	<i>N is not going-to</i>		<i>N is going-to</i>	
PROMISE				
		<i>N shan't</i>		<i>N shall</i>
		⋮		

GENERIC という法性は次例のような *can*, *won't*, *will* が表わす特性 (characteristic), 固執 (persistent), 習慣 (habitual) を指す。

- (1.82) a. She *can* bore the life out of you.
 b. It *won't* rain in the summertime.
 c. She *will* spend all day on the telephone.

INSISTENCE (volition) と PREDICTION (future) は、それぞれ、意志用法と推測 (未来) 用法の *will* が表わす法性であり、PROMISE は

- (1.83) a. I *shan't* forget your kindness.
 b. You *shall* have an answer by tomorrow.

の *shan't* や *shall* が表わす法性である。法性の強 / 弱に関しては、Hofmann は、INSISTENCE と PROMISE が強法性で、GENERIC と PREDICTION が弱法性であり、INSISTENCE と GENERIC が強弱の対をなして、ともに主語の (広い意味での) 意志を表わし、他方、PROMISE と PREDICTION が強弱の対をなして、未来性を表わすとみなすことができなくはないという。しかし、まだ不明の部分があるため、そう断定することは避けている。

Hofmann の分析は、従来の分析のように、法表現が表わす様々な法的意味 (法性) をそれぞれ単一概念として捉えるのではなく、論理的法概念と言語的法概念を用いた、法的意味 (法性) のいわば「素性分析」である点が注目値する。ただし、言語的法概念の設定がかなり恣意

的である（たとえば英語の法表現の意味を分析するのにどれだけの種類の言語的法概念が必要であるのか、またその種類に限度があるのか、さらに、強/弱という法性の区別がどれほどの妥当性を持つのか、といった点が不明である）ため、この法概念が厳密な意味で「素性」に相当するものであるかどうかということには疑問が残る。（未完）

References

- Close, R. A. (1975). *A Reference Grammar for Students of English*. London: Longman.
- Halliday, M. A. K. (1970). "Functional Diversity in Language as Seen from a Consideration of Modality and Mood in English". *Foundations of Language* 6: 322-61.
- Hermerén, L. (1978). *On Modality in English. A Study of the Semantics of the Modals*. Lund: CWK Gleerup.
- Hofmann, T. R. (1979). "On Modality in English and Other Languages". *Papers in Linguistics* 12: 1-2.
- _____ (1982). "Expressions of Modality in English and Japanese". *Proceedings of the Sixth Annual Meeting of the Kansai Linguistic Society*. 84-125.
- Leech, G. (1971). *Meaning and the English Verb*. London: Longman.
- Lyons, J. (1977). *Semantics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Palmer, F. R. (1979). *Modality and the English Verb*. London: Longman.
- von Wright, G. H. (1951). *An Essay in Modal Logic*. Amsterdam: North-Holland.